

エゾシカ関係資料(1)

「エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施」関係

■ 狩猟と許可捕獲	1
■ 平成25年度エゾシカ可猟区等設定期間	2
■ 平成24年度におけるエゾシカの推定生息数	3
■ エゾシカ捕獲数の推移	4
■ 関係法令	5

「エゾシカの現地での埋設処理」関係

■ 関係法令等	7
■ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律通知集	9

過去の類似提案の検討結果	15
--------------	----

道民アイデア整理表

No. 4514F	アイデア名	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
-----------	-------	----------------------

【アイデアの概要】

- 北海道におけるエゾシカの狩猟期間は、網、わな及び銃の手法にかかわらず、一律、10月1日から翌年の1月31日までとなっているが、発砲等による危険がない「わな猟」については、通年、一般での狩猟を可能にするよう法規制を緩和する。
- 狩猟免許の取得者を増やし、捕獲の機会を増やすことで、エゾシカの適正な頭数管理に資する。

【事実関係の整理】

- 野生鳥獣の捕獲方法は、「狩猟」による場合と「許可捕獲」がある（鳥獣保護法第8条）。
（許可捕獲には、有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく個体数調整等がある。）
- 狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟（装薬銃）、第二種銃猟（空気銃）の4種類。
- 狩猟期間は、主として安全確保の観点から、農林業作業の実施時期や山野での見通しのきく落葉期等を勘案し、北海道の場合は毎年9月15日から翌年4月15日までの期間と規定されている（同法第2条第5項）。
- 環境大臣は、狩猟鳥獣の保護を図る観点から、上記の狩猟期間の範囲内で実際の捕獲期間を限定できることとされており（同法第11条第2項）、北海道の場合は、毎年10月1日から翌年1月31日までの期間に短縮されている（同法施行規則第9条）。
- 道内で著しく数が増加しているエゾシカについては、道（知事）が「エゾシカ保護管理計画」を定めており、計画の目標達成のため、知事の権限で捕獲期間の延長が可能である。ただし、その延長期間は、法に定める狩猟期間の範囲内とされている（同法第14条第2項）。
- 上記延長の期間は、エゾシカの生息動向等を検討の上で決定されるため、毎年変更があり、また、地域によっても異なる。
- 許可捕獲は、狩猟と異なり、年中いつでも可能である。
- 平成24年度のエゾシカ捕獲数は、狩猟6.9万頭、許可捕獲7.5万頭で、合計14.4万頭。
- 狩猟による捕獲6.9万頭のうち、わな猟による捕獲は1%（689頭）で、その他は全て銃猟によるもの。

【道州制特区制度との整合性】

- わな猟の捕獲実績から勘案し、道としてのメリットがない。
- なお、通年のわなによる捕獲は、許可を得れば、現行制度上で可能である。

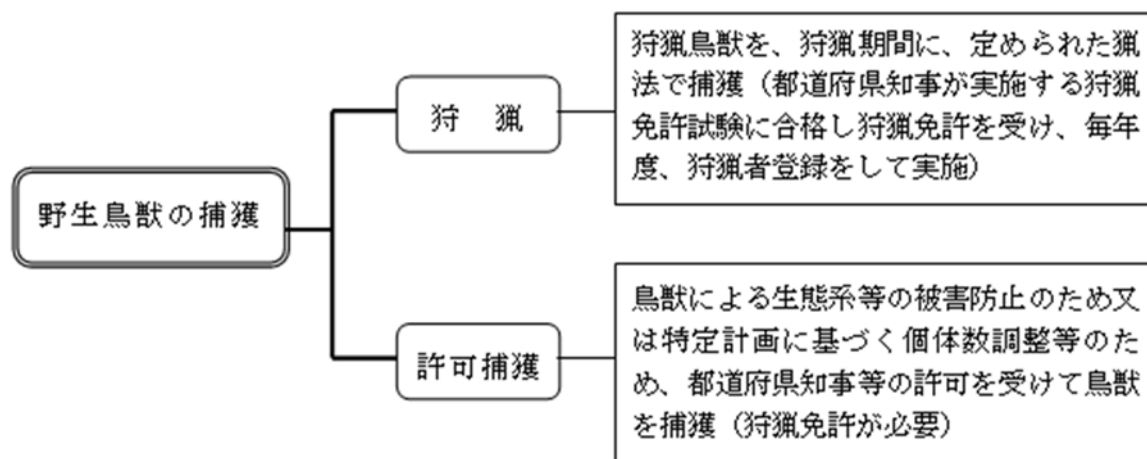
【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

- ・ わな猟の捕獲実績から勘案し、道としてのメリットがない。

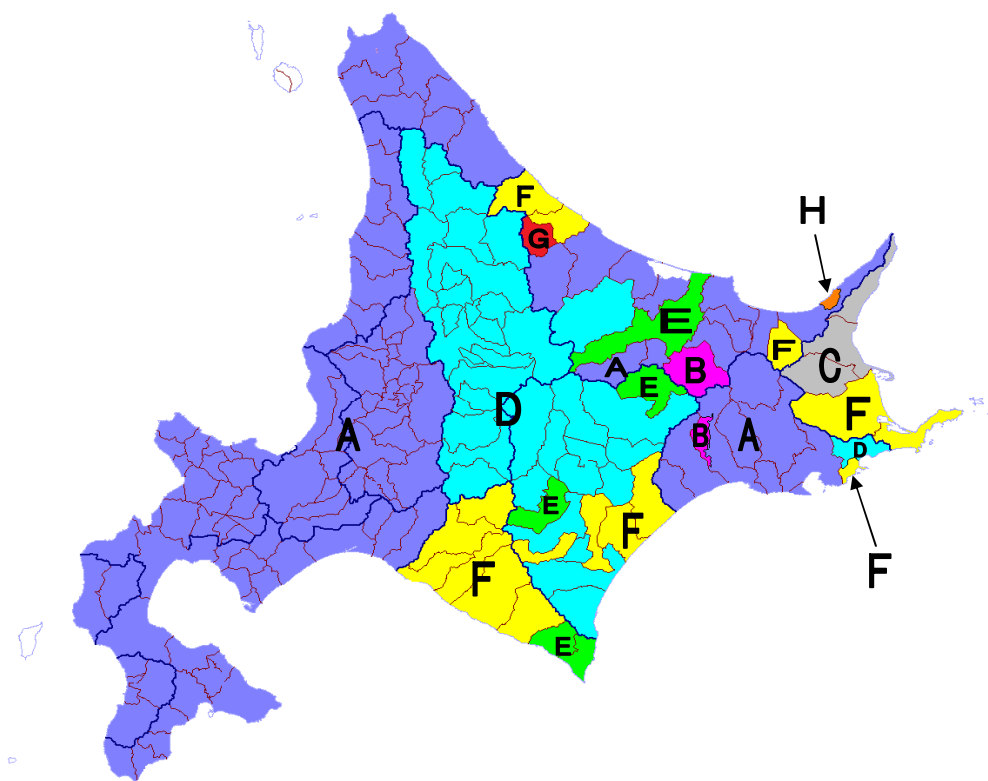
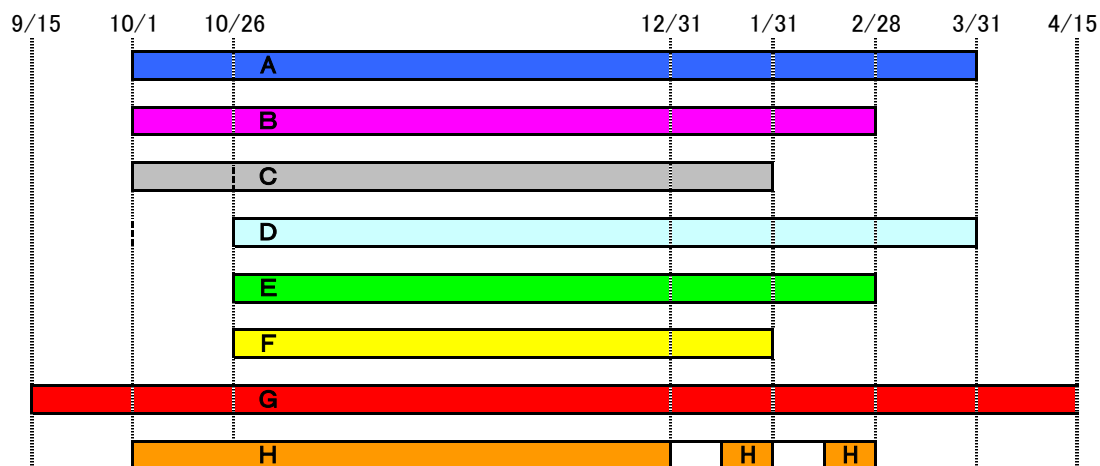
■ 狩猟と許可捕獲



	狩 猟	許可捕獲
定義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うこと	法で定める目的で捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等
対象鳥獣	狩猟鳥獣（49 種、鳥類のひな及び卵を除く）	鳥獣及び卵（狩猟鳥獣以外の鳥獣も含む）
捕獲及び採取の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止、特定計画に基づく個体数調整等のため
個別の手続き	狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要	許可申請が必要 申請先：都道府県知事
捕獲できる時期	法令に基づき定められた狩猟期間中	許可された期間 （年中いつでも可能）
方法	法定猟法（網・わな猟、銃猟）	方法は問わない（危険猟法等については制限あり）

（出典：環境省HPより）

平成25年度エゾシカ可猟区等設定期間



凡例

- 市町村境界
- 振興局境界
- A** 10月 1日～3月31日
- B** 10月 1日～2月28日
- C** 10月 1日～1月31日
- D** 10月26日～3月31日
- E** 10月26日～2月28日
- F** 10月26日～1月31日
- G** 9月15日～4月15日(西興部村猟区)
- H** 中断期間設定(斜里町の一部、詳細別紙)

一人一日あたりの捕獲数制限

メスジカ : 制限なし

オスジカ : 1頭

(ただし、10月・11月は
無制限)

※西興部村猟区(G)に入猟する
場合は、西興部村猟区の指示
に従ってください。

平成 24 年度におけるエゾシカの推定生息数について

北海道環境生活部環境局
エゾシカ対策課

- これまで、国、市町村及び狩猟者などと連携し、個体数の削減に向け様々な取組みを進めてきた結果、緊急対策期間の3年目となる**平成 24 年度のエゾシカ捕獲数は、全道で約 14 万 4 千頭（前年度比＋6 千頭）と過去最高となり、「捕獲推進プラン」で示した目標捕獲数 14 万 2,600 頭を上回った。**
- この捕獲実績等により、**平成 24 年度における全道のエゾシカ生息数は、約 59 万頭（前年度比－5 万頭）と判断**される。

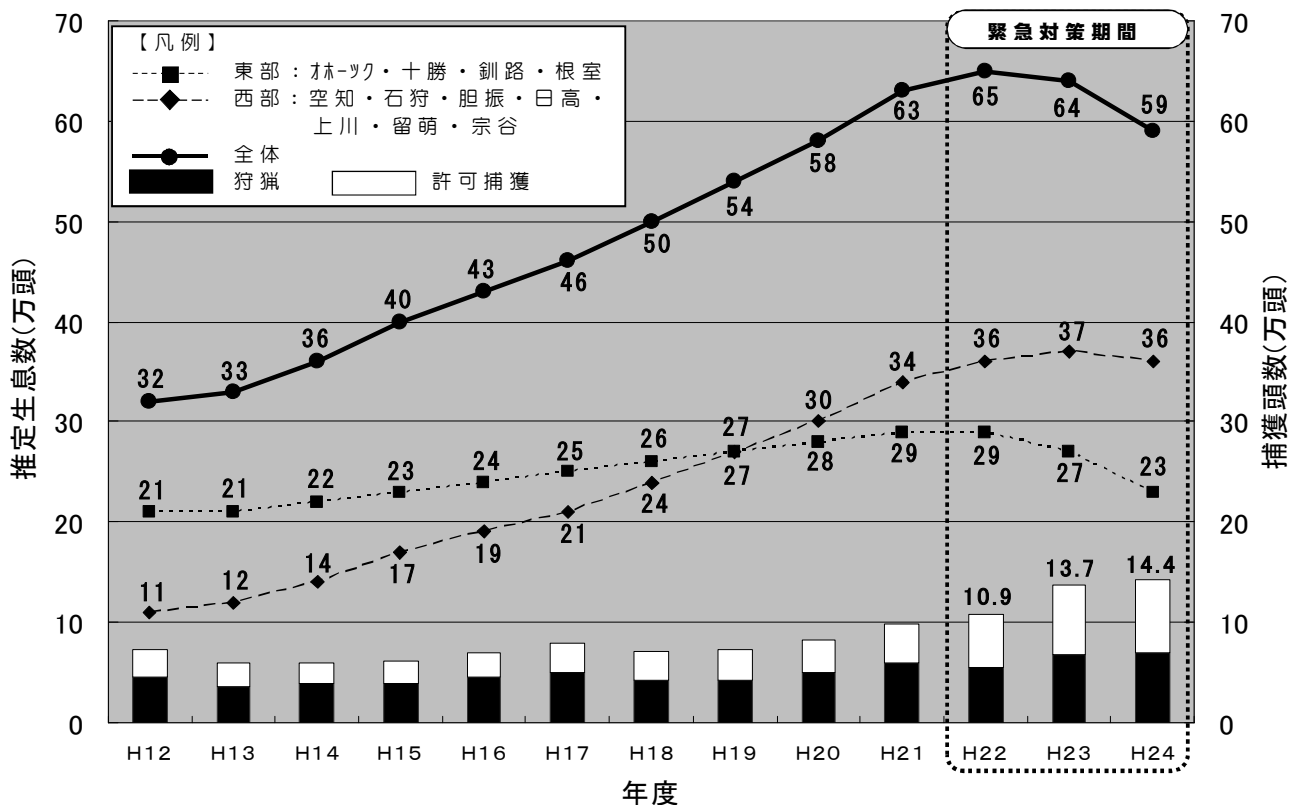
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度増減
捕 獲 実 績	約 10 万 9 千頭	約 13 万 7 千頭	約 14 万 4 千頭	＋ 7 千頭
推 定 生 息 数	約 65 万頭	約 64 万頭	約 59 万頭	－ 5 万頭
東部地域	約 29 万頭	約 27 万頭	約 23 万頭	－ 4 万頭
西部地域	約 36 万頭	約 37 万頭	約 36 万頭	－ 1 万頭
南部地域	データ不足	データ不足	データ不足	－

※平成 24 年度の捕獲実績は速報値（H24 年 6 月末日時点）。

※指数検討部会で示された「メディアン予測値（中央値）」を元に判断

※推定生息数は、今後最新データの解析により、その都度修正される可能性がある。

全 道 推 定 生 息 数 の 推 移

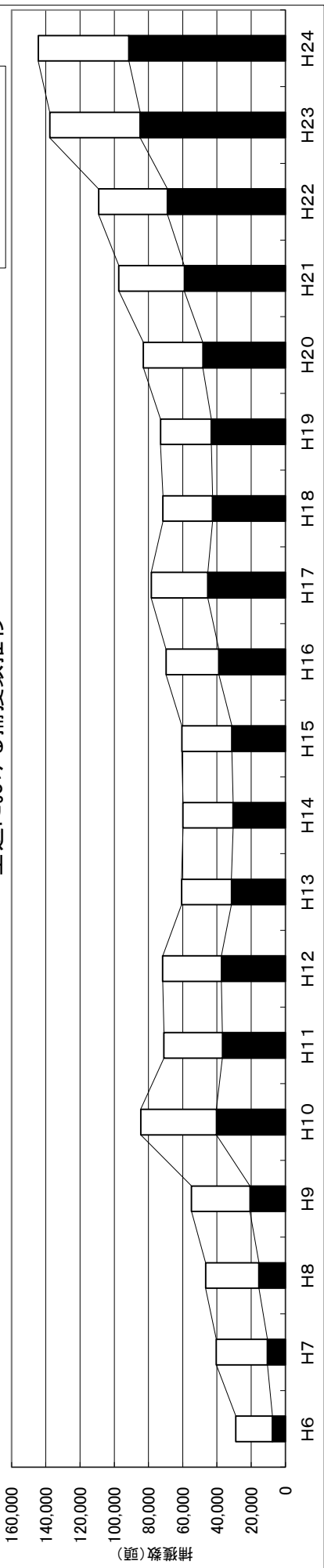


エゾシカ捕獲数の推移

北海道全体におけるエゾシカ捕獲数																					(単位:頭)			
	年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24				
狩 猟	オ ス	15,723	22,371	19,610	20,650	32,070	23,359	24,797	19,753	20,921	20,388	21,861	22,525	18,780	18,916	22,605	24,650	21,699	28,157	26,890				
	メ ス	2,272	3,195	3,312	4,695	18,686	16,958	21,115	16,499	16,680	17,438	23,277	27,294	23,321	23,197	26,976	35,124	33,581	40,090	42,381				
	メ ス 伸び率		1.4	1.0	1.4	4.0	0.9	1.3	0.8	1.0	1.1	1.3	1.2	0.9	1.0	1.2	1.3	1.0	1.2	1.1				
	計	17,995	25,566	22,922	25,345	50,756	40,317	45,912	45,912	36,252	37,601	37,826	45,138	49,819	42,101	42,113	49,581	59,774	55,280	68,247	69,271			
許 可 に よ る 捕 獲	オ ス	5,608	7,521	11,540	13,530	12,161	10,840	9,556	9,359	8,375	8,782	8,931	10,494	10,142	10,726	12,158	13,674	18,490	24,602	26,063				
	メ ス	5,359	7,306	12,172	16,011	21,612	19,851	16,253	15,034	13,907	13,887	15,639	18,044	19,303	20,117	21,233	23,908	35,350	44,783	49,080				
	メ ス 伸び率		1.4	1.7	1.3	1.4	0.9	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.5	1.3	1.1				
	計	10,967	14,827	23,712	29,541	33,773	30,691	25,809	25,809	24,393	22,282	22,669	24,570	28,538	29,445	30,843	33,391	37,582	53,840	69,385	75,143			
合 計	オ ス	21,331	29,892	31,150	34,180	44,231	34,199	34,353	29,112	29,296	29,170	30,792	33,019	28,922	29,642	34,763	38,324	40,189	52,759	52,953				
	メ ス	7,631	10,501	15,484	20,706	40,298	36,809	37,368	31,533	30,587	31,325	38,916	45,338	42,624	43,314	48,209	59,032	68,931	84,873	91,461				
	メ ス 伸び率		1.4	1.5	1.3	2.0	0.9	1.0	0.8	1.0	1.0	1.2	1.2	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1				
	計	28,962	40,393	46,634	54,886	84,529	71,008	71,721	71,721	60,645	59,883	60,495	69,708	78,357	71,546	72,956	82,972	97,356	109,120	137,632	144,414			

※雌雄不明のものはオスメス比率により按分している。

全道における捕獲数推移



【 関係法令 】

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳（ほ）乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであつて環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあつては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

6 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（特定鳥獣保護管理計画）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定鳥獣の種類
- 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 四 特定鳥獣の保護管理の目標
- 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

3～8 （略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2～14 （略）

（狩猟鳥獣の捕獲等）

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な

区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。

- 一 次条、第十四条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。
- 二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないとする狩猟鳥獣の捕獲等

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

3 （略）

（環境省令で定める鳥獣の捕獲等）

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。

2 （略）

（特定鳥獣に係る特例）

第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、第三十四条第一項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる。

2 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その都道府県の区域内で、環境大臣が当該特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。

4 （略）

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（抄）

（捕獲等をする期間）

第九条 法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上（左）欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下（右）欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（猟区の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であつて、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリユンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリユンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合にあつては、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで）
北海道の区域	毎年十月一日から翌年一月三十一日まで（猟区の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで）

道民アイデア整理表

No. 1520F	アイデア名	エゾシカの現地での埋設処理
-----------	-------	---------------

【アイデアの概要】

- エゾシカの生息数が増加しており、酪農業被害が拡大するとともに、車両との衝突事故なども頻発している。
- 冬場は、エゾシカの捕獲効率が高いが、現地での埋設は数的に制約があることから大量捕獲ができない状況にある。
- そこで、期間を限定した上で、捕獲したエゾシカをまとめて現地埋設することを可能とする。

【事実関係の整理】

- 捕獲した鳥獣等については、捕獲した場所に放置することが禁止されている（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除く。）（鳥獣保護法第18条）。
- 捕獲者は、原則として、捕獲物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要（環境省自然環境局長通知）。
- 捕獲した鳥獣等（死骸等）は、廃棄物処理法では一般廃棄物に区分されるが、同法の運用上、捕獲物等の埋設が適切に行われる限りにおいては、同法第16条に規定する不法投棄には当たらないとされている（環境省事務連絡）。
- 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令（市町村長の権限）の対象となる（同上）。
- 「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる」かどうかの判断は、市町村長の権限。
- 埋設に関する数的な制約は、関係法令上明記されたものはない（埋設により生活環境上影響が生じるかどうかが問題）。
- 捕殺されたエゾシカは、①ハンターの自家消費、②食肉処理施設へ売却、③ペットフード製造事業者へ売却、④廃棄物処理施設へ搬入、⑤現地埋設、⑥その他の6通りの流れにより処分又は活用されており、このうち現地埋設は、全体の約17%と推計される（平成22年度 北海道経済部調査）。

【道州制特区制度との整合性】

- 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると判断し、改善の措置命令をする権限は現行制度上市町村長に付与されている。
- 道として国に対して移譲を求める権限が存在しない。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

- ・ 道として国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案にはなじまない。

【 関係法令等 】

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抄）

（鳥獣の放置等の禁止）

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（抄）

（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合）

第十九条 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 二 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
- 四 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3～4 （略）

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
（措置命令）

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

（平成15年4月14日付け事務連絡）

（各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。）Ⅱ第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

- 一 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ第四(1)⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
- 二 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（抄）

（平成14年12月27日環境省告示第86号）

第四（1）

⑤ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録の手続きをするよう指導するものとする。（以下略）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律

通 知 集

平成 2 5 年 3 月

環 境 省

■ 自然環境局長通知

各都道府県知事あて通知

（平成24年3月30日付け環自野発第120330005号）

VI-2 使用禁止猟具の所持規制

種の保存法との関係における手続の合理化について（法第16条第1項関係）

法第16条の規定により、法第9条第1項の許可を受けた者又は従事者が当該許可に係る使用禁止猟具（施行規則第17条に基づきかすみ網を規定）を用いて当該許可に係る捕獲等をする目的で所持する場合を除き、使用禁止猟具の所持、販売又は頒布することは禁止されている。

なお、種の保存法第10条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲又は同法第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等として行う鳥獣の捕獲は、学術研究目的、繁殖目的等の公益性の高いものであり、法第9条第1項に基づき重ねて捕獲の公益性についての審査を行い、許可の適否を判断する必要性は低いことから、法第16条第1項第2号及び第2項第2号に基づき、法第9条第14項で規定された種の保存法の手続を経た場合には、使用禁止猟具の所持、販売又は頒布することは禁止の例外とされている。

VI-3 捕獲物の放置の禁止

1. 規定の趣旨

近年、捕獲した個体が山野に放置されることにより、猛きん類が、放置された鳥獣を摂食する際に鳥獣の体内に残存した鉛製銃弾の破片も一緒に摂食してしまい鉛中毒が発生したり、鳥獣のへい死体を捕食する動物が増加することにより生態系の攪乱が生じるおそれが生じている。

このため、捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微であるとして環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に放置することを禁止したものである。

2. 放置の概念

法第18条で禁止している放置とは、捕獲等した鳥獣をその場に、適切に処理をせずに置いたままにすることであり、捕獲した鳥獣を運搬し別の場所に集積することは放置には当たらない。また、「その場」とは、厳密な地点ではなく、社会通念上同一と考えられる場所を指すものであり、捕獲物を数メートル移動させて置いたままにした場合は放置に該当すると考えられる

なお、鳥獣のへい死体は本規定の対象とはならない。

3. 適切な処置

本規定により、鳥獣を捕獲等又は採取等した者は、原則として捕獲物又は採取物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物等が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要である。

このような処理は、捕獲物を他の鳥獣が摂食する可能性を低減するために行うものである。

なお、捕獲物をその場で血抜きや内臓の処理をした場合、血液の場合は、その場で回収しなかったとしても土壤に浸透するなどして拡散するため、実質的に該当することはほとんどないと考えられる。また、内臓をその場にそのままにした場合は放置に当たると考え

られるので、持ち帰るか又は持ち帰ることが困難な場合には埋設するものとする。

なお、通常の狩猟等で行われる範囲内で捕獲物を埋設処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」とする。）に抵触することはないと考えられるが、生活環境上影響が生じるような処理を行った場合、廃掃法に抵触する可能性があるので、埋設する場合には生活環境に影響を与えないよう配慮する必要がある。

(参考)

事務連絡

平成15年4月14日

各都道府県・政令市一般廃棄物行政担当課 あて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）は平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されます。

鳥獣保護法第18条においては、鉛弾の破片の残った鳥獣の死骸を他の野生生物が食べてしまうことによる鉛中毒事故等を防止する観点から、鳥獣又は鳥類の卵（以下「鳥獣等」という。）の捕獲等又は採取等した者は、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に当該鳥獣等を放置してはならない旨の規定が新たに設けられたところです。また、鳥獣保護法第3条第1項に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号。以下「鳥獣保護基本指針」という。）Ⅱ 第四（1）⑤「捕獲物又は採取物の処理等」において、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとしているところです。

鳥獣保護法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用に当たっては、下記の事項にご留意ください。

記

1. 捕獲物等の埋設が鳥獣保護基本指針Ⅱ 第四（1）⑤「捕獲物又は採取物の処理等」に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法第16条に規定する不法投棄には当たらないものであること。
2. 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令の対象となるものであること。

4. 放置禁止の適用除外規定について

法第18条の環境省令で定める場合は、次の（１）から（４）までである。

- （１）地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合

本規定は、例えば弾丸が命中した鳥獣が崖など銃猟者が到達困難な場所にあつたり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などを指している。

- （２）過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

本規定は、捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を探さなかった場合はこの規定には当たらない。

- （３）法第13条第１項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合

法第13条第１項の規定により捕獲等したモグラ、ネズミ類については、農地又は林地でこれを捕獲等しようとした場合、捕獲物が広範囲に散らばり確知できない可能性があり、かつ、放置されたとしても生態系に影響を与えるようなことが想定されにくいためこのような規定を設けたものである。

- （４）漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

漁業活動に伴い鳥獣が網に混獲された場合は、捕獲物をその場に放出したとしても、海に放出された個体は広範囲に極めて低い密度で散らばり、生態系に大きな影響が生じるとは考えにくいため、このような規定を設けたものである。

過去の類似提案の検討結果（エゾシカの捕獲関係）

提案事項	提案内容	整理した 委員会	1次整理結果（一旦検討終了）				理由等	1次整理後の情勢変化 （法令改正等の動き）
			国の 専掌事項	現行法令 で対応 可能	現行施策 の推進で 対応可能	その他		
エゾシカ被害の 防止	鳥獣保護区等における捕獲禁止 を、市町村の管理のもと、一定期間 解除する。	第6回 (H19. 10)		○			・鳥獣保護区内においても、被害防止や個体数調整の目的で ある場合は、許可を受けてエゾシカの捕獲が可能。 ・自然公園法の特別地域内における囲い罠の設置についても 対応可能。	・制度的には変更なし ・市町村が特定の時期・場所 で実施する一斉捕獲につい ては、鳥獣保護区等でも可 能な限り実施ができるよう 関係機関との調整などを 実施（環境生活部）
狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏まえ、ラ イフル銃の所持要件中、継続して散 弾銃10年以上所持を短縮する。			○			・ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に 対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を 必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期 間で、ライフル銃の所持許可をしている。	・変更なし （道警本部）
銃刀法の特例	一定の条件を満たした者にライ フルの所持、狩猟への使用を可能と する。 ①本籍を北海道に置き、かつ北海 道在住5年以上の者 ②北海道猟友会入会後5年もし くは日本ライフル射撃協会入 会後3年を満たすもの。 北海道在住の者で散弾銃所 持後10年を経過した者は、狩猟 でも使用可能とする。ライフル 所持後、10年以内に北海道以外 に住所を移した者はライフル を返納するものとする。	第34回 (H22. 1)		○			・ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に 対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を 必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期 間で、ライフル銃の所持許可をしている。 ・平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃を 使用した凶悪事件等を受け、政府は平成21年2月に銃刀法 を改正し、銃所持の許可に係る欠格事項の拡充、猟銃・実 包の保管規制の強化等による銃砲規制の大幅な強化を行 っている。当該改正に係るパブリックコメント（平成20 年7月実施）において、「大日本猟友会からは10年を5年 に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するな ら、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき」 との一般からの意見に対して、国（警察庁生活安全局）は 「ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんが み現行10年となっている規制を5年に緩和することは適 当ではないと考えている」と回答している。	・変更なし （道警本部）

提案事項	提案内容	整理した 委員会	1 次整理結果（一旦検討終了）				理 由 等	1 次整理後の情勢変化 (法令改正等の動き)
			国の 専掌事項	現行法令 で対応 可能	現行施策 の推進で 対応可能	その他		
有害獣の駆除促進	国有林、道有林、私有林の引なく駆除の許可を出す。	第34回 (H22. 1)		○			- 都道府県は、鳥獣法第9条第1項に基づく有害獣の駆除の許可について、国有林、民有林問わず許可を出すことは可。 - 駆除作業を行うため土地に立ち入るに当たっては、国有林、民有林問わず、地権者から承諾を得なければならないことから、その管理者との意思疎通を図ることが必要である。	・制度的には変更なし (環境生活部)
有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、安全を確保した上で、夜間発砲の禁止や消音装置付き銃の所持禁止を緩和する。					○	銃刀法を所管する警察庁において、法改正の必要の有無を検討することから、道としては、引き続き国に規制緩和を要望していく方針。	- 夜間での銃器の使用については、H27に施行される改正鳥獣保護法により、一定の条件下において可能となる - 消音器の使用については、引き続き国に規制緩和を要望していく方針 (環境生活部)
捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除	捕獲実績のあるハンターに対し、市町村長が証明すること等により、猟銃の所持許可の更新時の技能講習を免除する。	第47回 (H24. 5)		○			平成24年3月に改正された鳥獣被害防止特別措置法により、要件を満たした場合、技能講習が免除されることとなったため、現行法令で可能	・変更なし (道警本部)
森林管理局職員等によるエゾシカ駆除	森林管理局職員等が狩猟免許を取得し、職務として国有林でのエゾシカ駆除を行う。			○			森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としての国有林内のエゾシカ駆除については、鳥獣保護法第39条の知事の免許を受けることで実施可能である。	・制度的には変更なし (環境生活部)

提案事項	提案内容	整理した 委員会	1 次整理結果（一旦検討終了）				理 由 等	1 次整理後の情勢変化 (法令改正等の動き)
			国の 専掌事項	現行法令 で対応 可能	現行施策 の推進で 対応可能	その他		
既に移譲を受け た事務に関連す る事務の移譲の 検討 (鳥獣保護法に係 る分野別審議)	鳥獣保護法に係る「危険漁法（麻 酔薬の使用）の許可」に類似する次 の事務について移譲を受ける。 〔 ①絶滅のおそれのある希少鳥獣 の捕獲 ②かすみ網を用いた捕獲 ③爆発物、劇薬、毒薬を用いた捕 獲 〕	第50回 (H24. 12) 第51回 (H25. 3) 第52回 (H25. 5) 第55回 (H25. 10)				○	①希少鳥獣は生息数が極めて少なく、特に保護を図っていく 必要があるため、捕獲許可頭数の管理、許可要領の作成な どを考慮し、現行どおり、国の責任において捕獲許可も含 めた保護管理を行う必要がある。 ②かすみ網による密猟防止を徹底するため、引き続き、環境 省が日本全体を一つの行政単位として、捕獲許可から所 持、販売及び頒布まで一貫した規制を行う必要がある。 ③爆発物及び毒薬は、過去に許可実績がなく、需要もないこ とから必要性はない。 また、移譲されても許可基準を独自に設定するには、道に よる調査・研究が必要となり、不要な負担が発生する。 劇薬についても、鳥獣の捕獲にはすでに移譲されている麻 酔薬3種以外に必要性は無いことから現行どおりとする。	・制度的には変更なし (環境生活部)

エゾシカ関係資料(2)

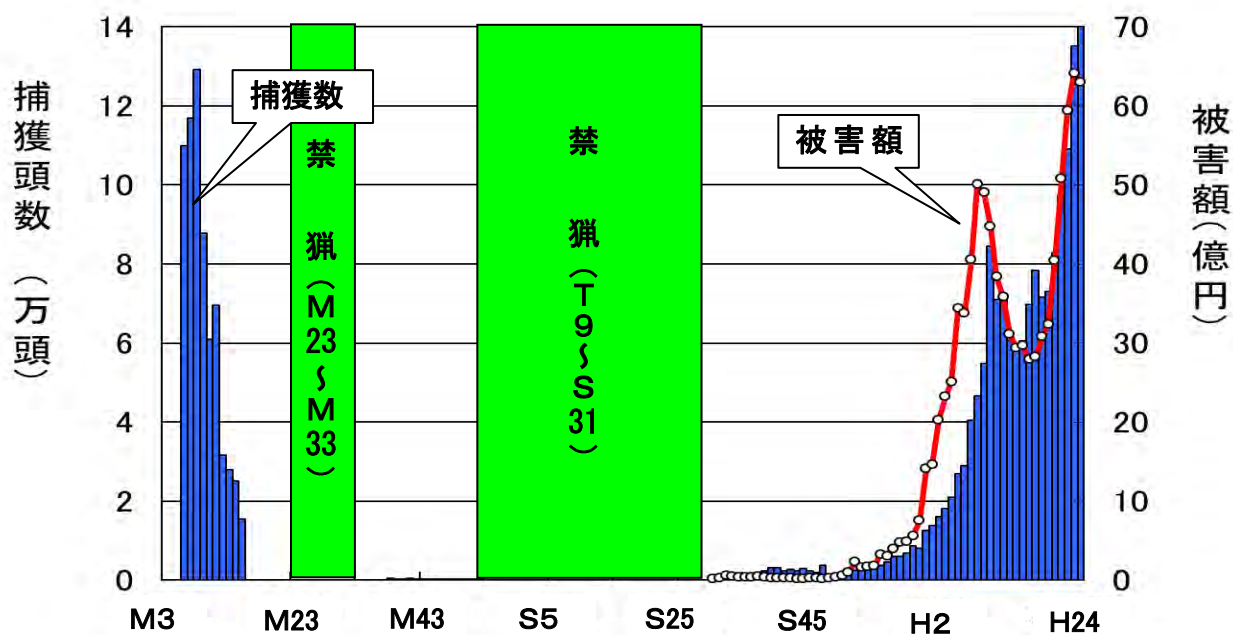
- エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
- エゾシカの現地での埋設処理

■ エゾシカの現状と課題	1
■ 捕獲許可制度の概要	5
■ 狩猟ができるまで	7
■ 北海道エゾシカ対策推進条例の概要	9
■ 鳥獣保護法の一部改正について	11
■ エゾシカ捕獲個体の適正処理の現状と取組について	12
■ 微生物によるエゾシカの減量化処理の普及	13
■ 微生物によるエゾシカの減量化処理手引書	別添

エゾシカの現状と課題

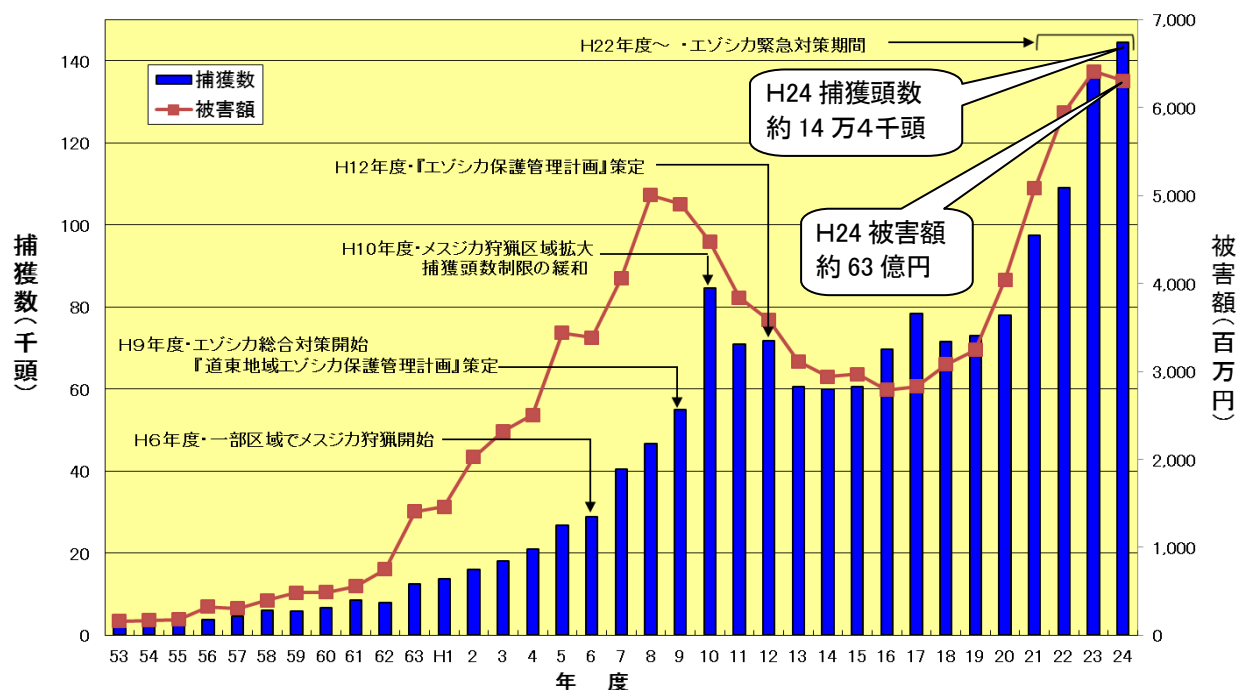
1 エゾシカの捕獲数及び農林業被害額の推移

■明治期からの推移（～H24）



■近年のシカ猟開始後の推移

エゾシカ捕獲数と農林業被害額の推移

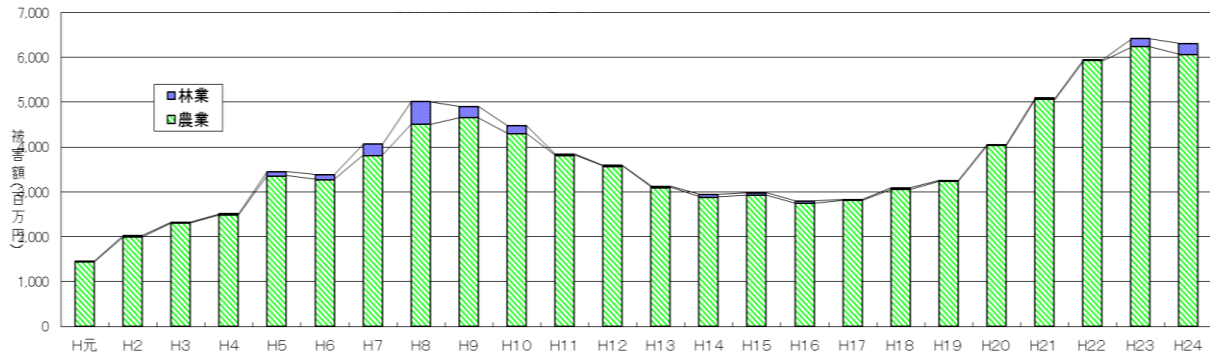


- エゾシカの生息数は、明治期に豪雪と乱獲により激減
- エゾシカによる農林業被害は、昭和 60 年代当初から被害が急増
平成 8 年頃から一時減少するが、平成 16 年から再び増加
- 平成 24 年度の被害額は約 63 億円、捕獲頭数は約 14 万 4 千頭

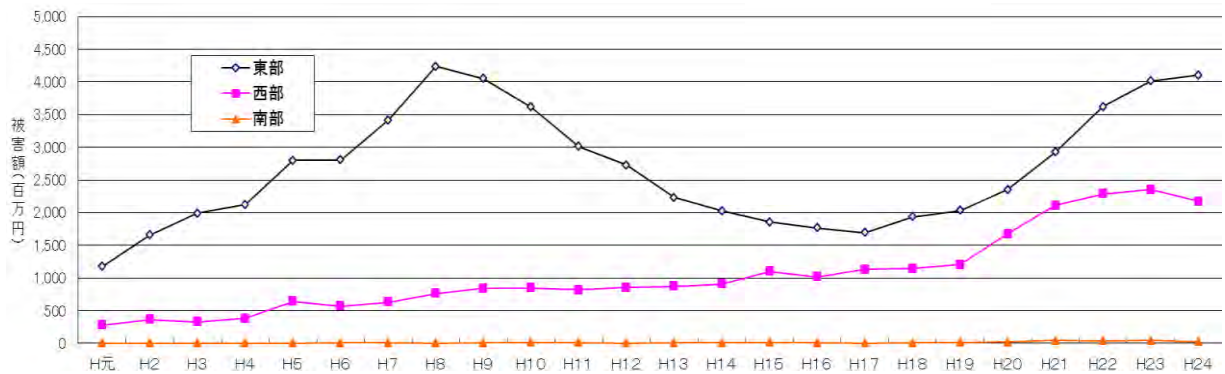
2 エゾシカによる各種被害の状況

■農林業被害

【被害額の推移（全道）】



【被害額の推移（地域別）】



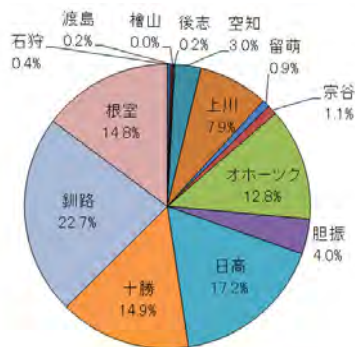
【東部】 林・ツ・釧路・根室・十勝

【西部】 石狩・空知・上川・留萌・宗谷・日高・胆振

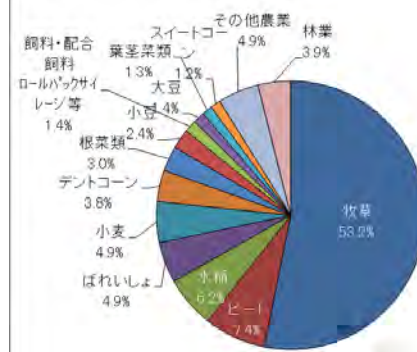
【南部】 渡島・檜山・後志

【平成 24 年度農林業被害額】

○振興局別被害割合



○作物別被害割合



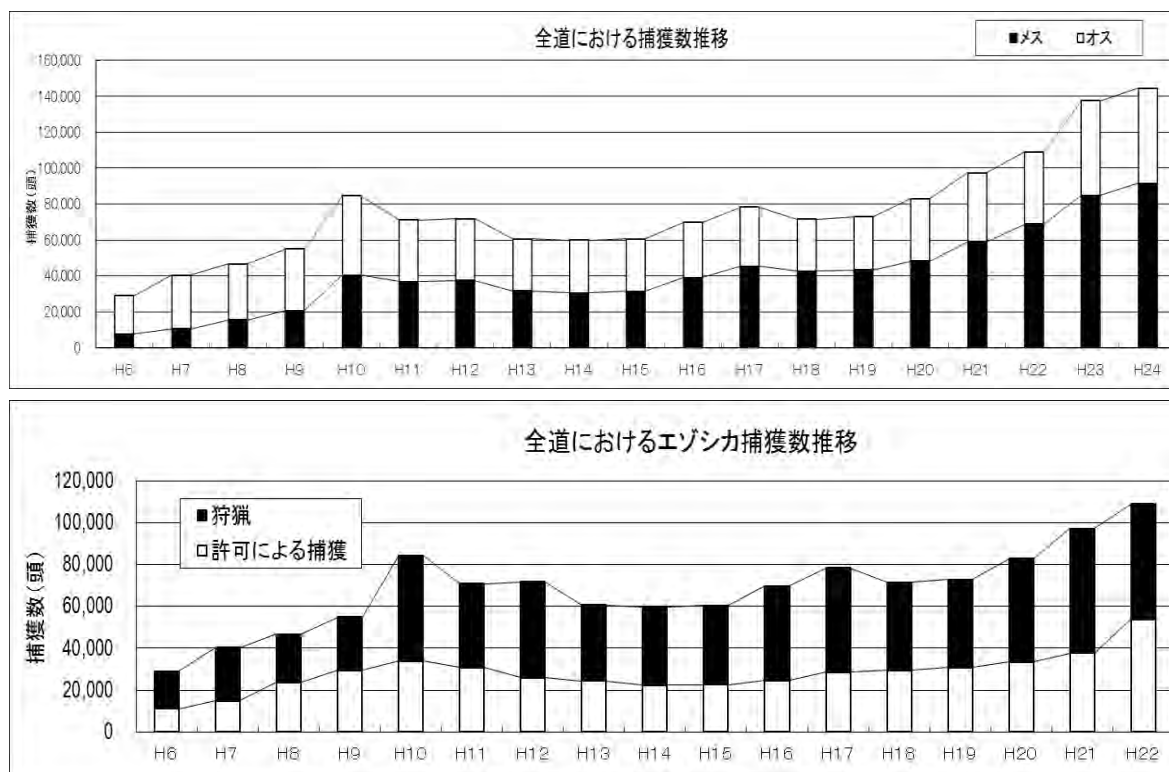
■その他の被害

項 目	被 害 状 況
交 通 事 故 件 数	H18 年 ： 1,200 件 → H23 年 ： 2,300 件 → H24 年 ： 1,800 件
列車運行支障件数	H18 年度： 1,400 件 → H23 年度： 2,600 件 → H24 年： 2,858 件
高山植物の食害	知床半島、夕張岳、アポイ岳などで顕著
市街地への出没	札幌市、釧路市等に出没し、交通事故や施設への侵入が発生

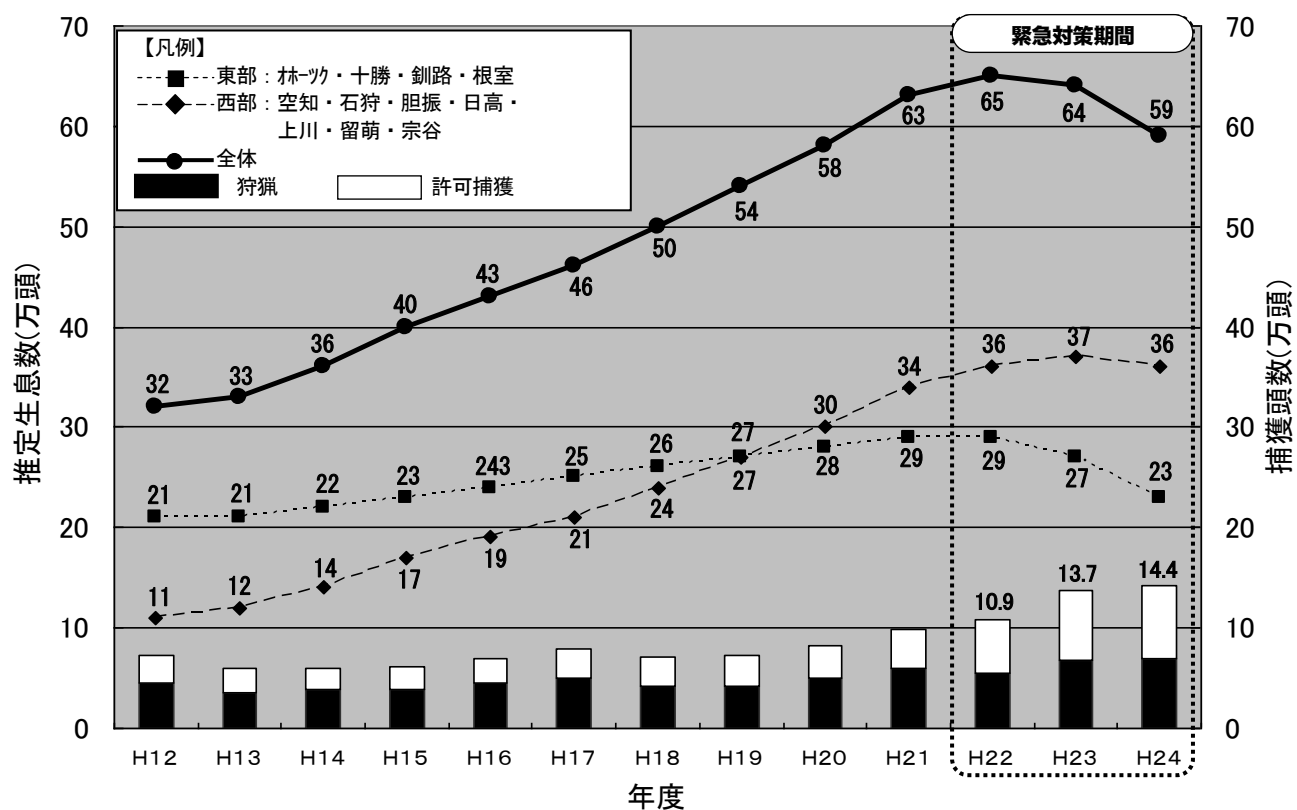
3 個体数管理の現状

■捕獲の実態

○エゾシカ捕獲頭数の推移

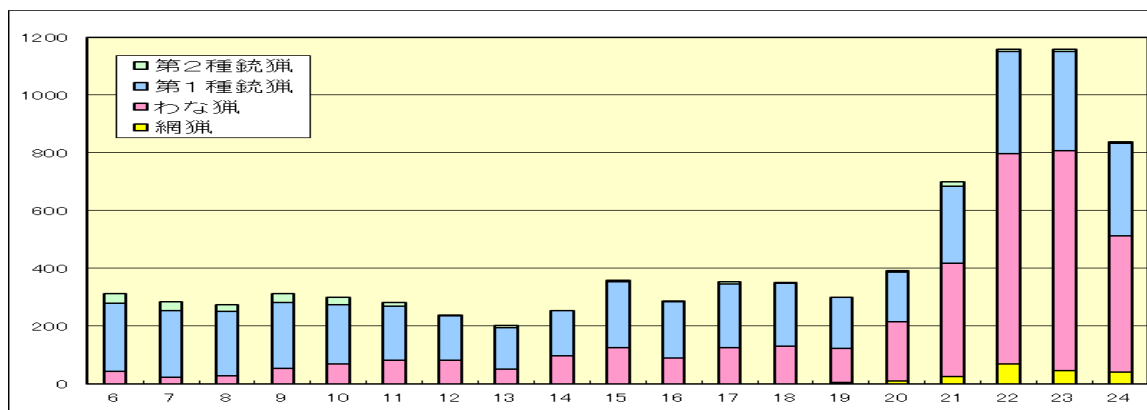


■全道の推定生息数の推移

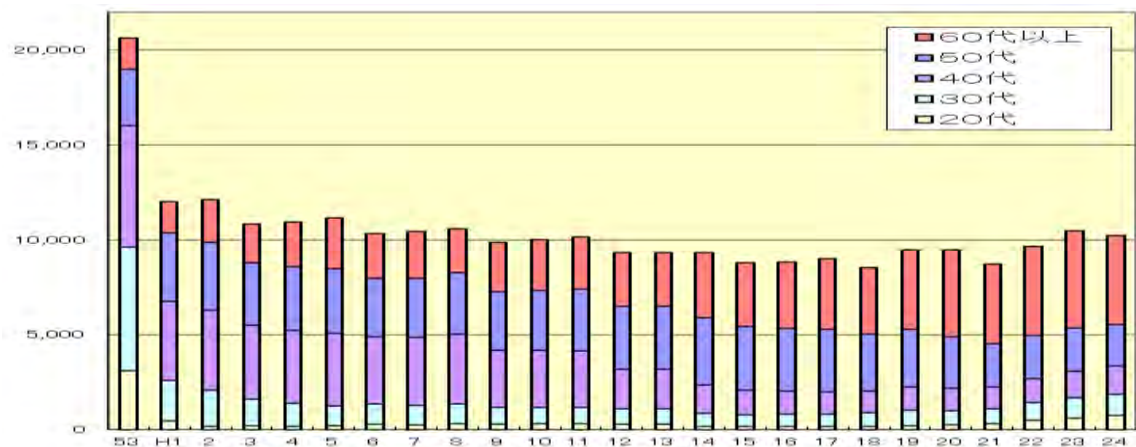


4 狩猟者の現状

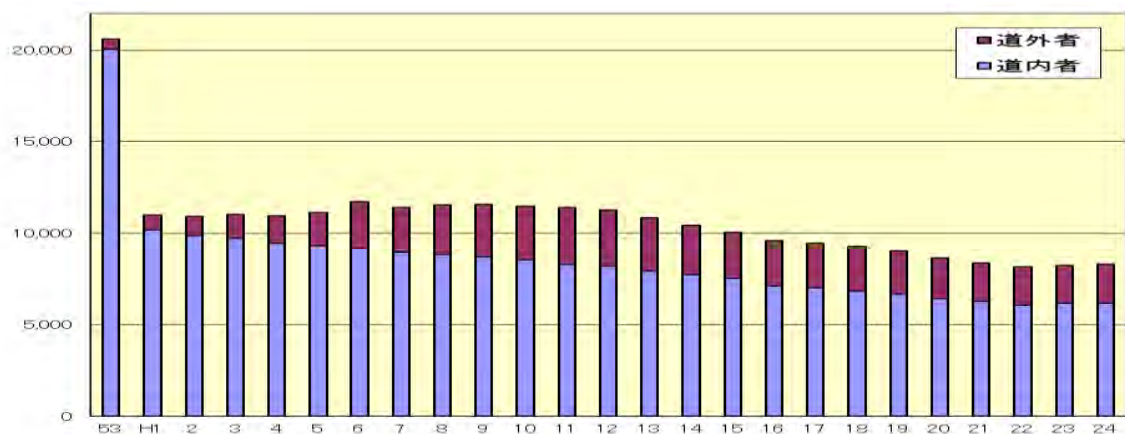
■ 全道の新規狩猟免許取得者の推移（単位：人）



■ 全道の年代別狩猟免許所持者数の推移（単位：人）



■ 全道の狩猟者登録者数の推移（単位：人）



捕獲許可制度の概要

[1] 鳥獣保護法における野生鳥獣の捕獲等について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、野生鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下、「捕獲等」という）が禁止されています。

ただし、生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、野生鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められています。

■ 許可権限者

許可の権限者は、以下の通りとなっています。

- 環境大臣：国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣の捕獲等の場合及びかすみ網を用いた捕獲の場合
- 都道府県知事：大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合（※）

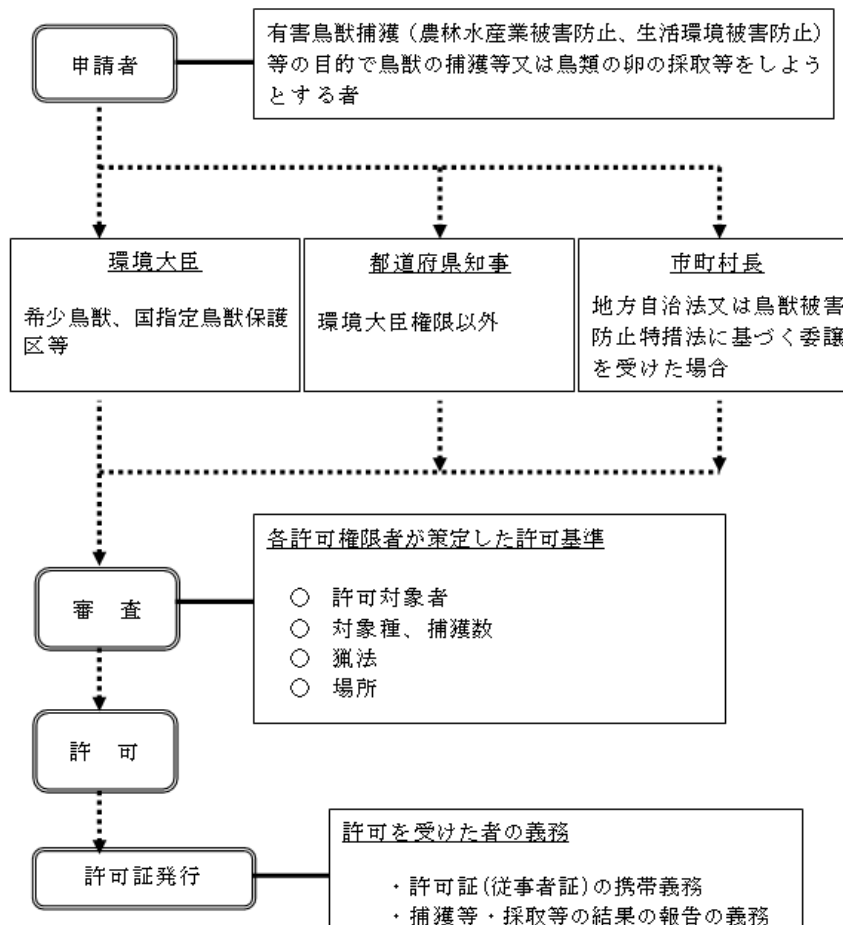
（※）多くの都道府県では、地方自治法第252条の17の2の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部を市町村長に委任している場合があります。

■ 許可の基準

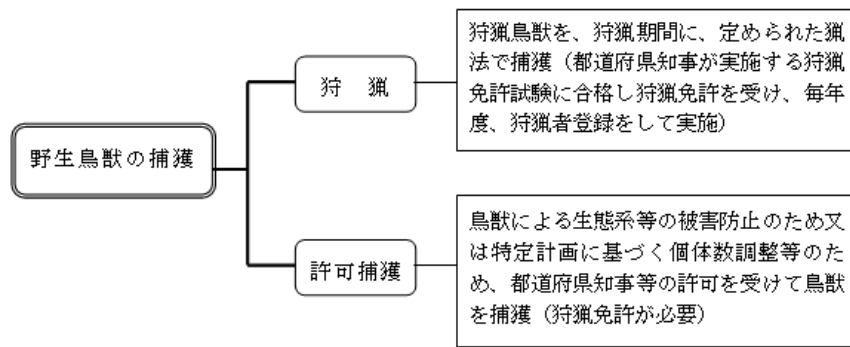
捕獲許可の基準については、上記の許可権限者が、捕獲の目的ごとに、鳥獣の種類・員数・期間・区域・方法等に関する要件を定めています。

都道府県捕獲基準については、知事が策定する鳥獣保護事業計画の中に定められているため、詳細は、各都道府県担当部局に確認して下さい。

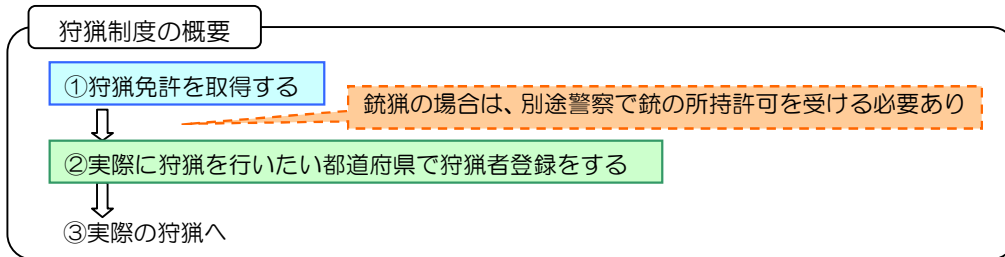
[2] 許可手続きのフロー図



[3] 狩猟と許可捕獲の違いについて



	狩 猟	許可捕獲
定義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷)を行うこと	法で定める目的で捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等
対象鳥獣	狩猟鳥獣(49種、鳥類のひな及び卵を除く)	鳥獣及び卵(狩猟鳥獣以外の鳥獣も含む)
捕獲及び採取の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止、特定計画に基づく個体数調整等のため
個別の手続き	狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要	許可申請が必要 申請先: 都道府県知事
捕獲できる時期	法令に基づき定められた狩猟期間中	許可された期間 (年中いつでも可能)
方法	法定猟法(網・わな猟、銃猟)	方法は問わない(危険猟法等については制限あり)



1 狩猟免許とは

(1) 概要

狩猟免許は4種類に分かれており、狩猟を行うには猟法に応じた狩猟免許が必要です。

①網猟 ②わな猟 ③第1種銃猟（装薬銃及び空気銃） ④第2種銃猟（空気銃のみ）

狩猟免許の有効期間は3年間であり、更新をして継続することができます。

(2) 受験資格

北海道内に住所がある満20歳以上の方のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規定する欠格事由（精神障がいなど）に該当しない方。

(3) 手続き

試験実施地の各（総合）振興局の環境生活課で狩猟免許試験の申請を行ってください。

申請には狩猟免許申請書、医師の診断書などの書類と手数料が必要です。

（平成26年度は平成26年7月、8月、12月、平成27年2月の4回を予定）

(4) 試験内容

①知識試験：法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護管理に関する知識（筆記試験）

②適性試験：視力、聴力、運動能力

試験日時や試験場所、提出書類等の詳細は北海道（生物多様性保全課）のホームページをご確認ください。（アドレスは裏面）

【参考】予備講習について

狩猟免許試験に備えて、北海道猟友会では事前に予備講習を行っています。

詳細は北海道猟友会に問い合わせるか、ホームページなどを参照してください。

2 狩猟者登録とは

(1) 概要

狩猟を行うためには、狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に対し、狩猟者登録の申請をする必要があります。（狩猟免許を取得しても、狩猟者登録を行わなければ実際に狩猟を行うことはできません。）

狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は狩猟を行いたい都道府県毎に行う必要があります。

また、狩猟者登録も狩猟免許と同様に、猟法に応じて申請する必要があります。

(2) 手続き

狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に申請書等の必要書類を提出し、手数料及び狩猟税を納める必要があります。

【参考】銃の所持許可について

銃猟（第1種銃猟及び第2種銃猟）を行う場合は、狩猟免許・狩猟者登録に加えて住所地为所管する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。

詳しくは北海道警察のホームページをご覧ください。住所地为所管する警察署または北海道警察本部保安課にご確認ください。

3 狩猟免許取得及び狩猟者登録にかかる経費について

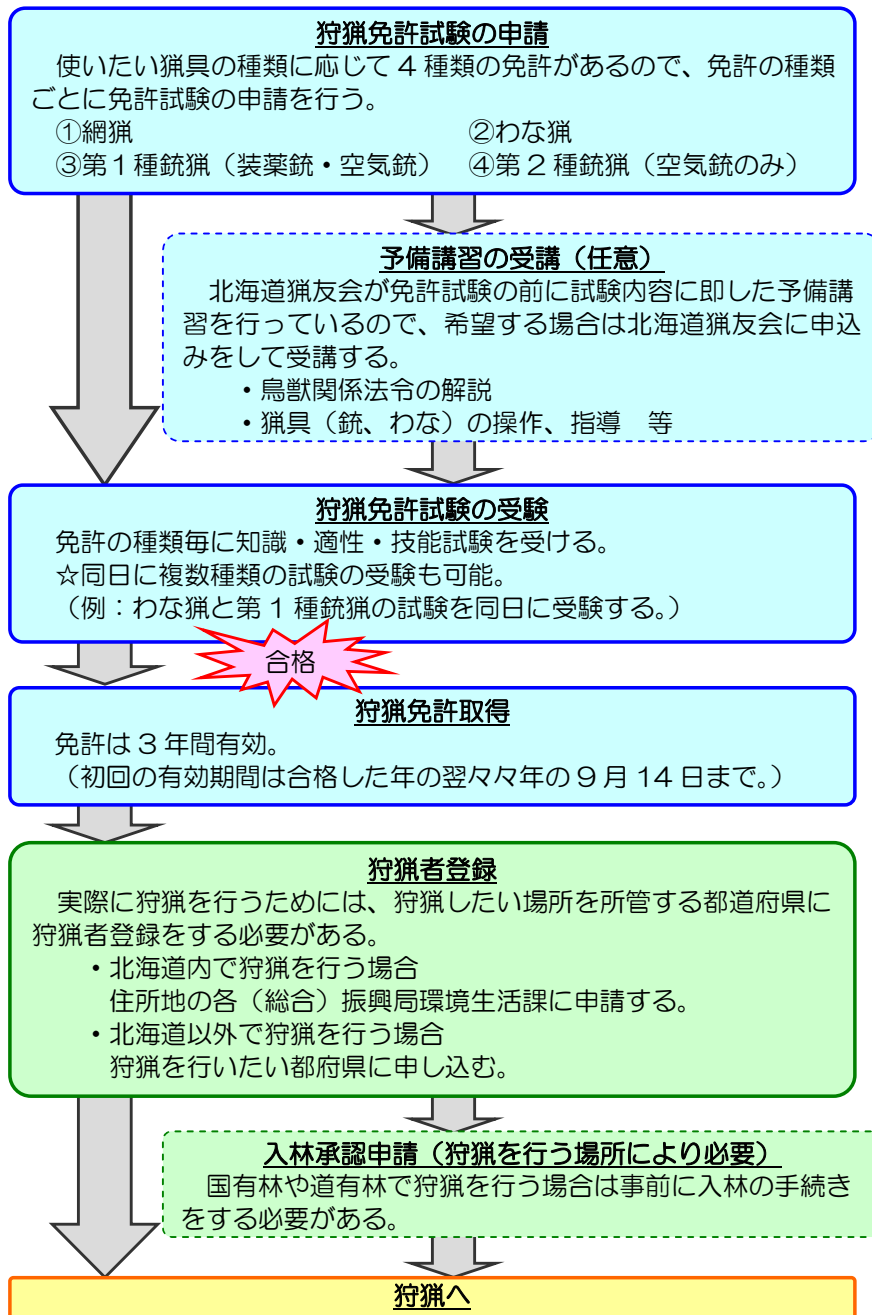
以下の費用のほか、任意ですが猟友会の会費や狩猟事故共済保険料、民間会社の損害賠償保険料などがかかります。

区 分		網 猟	わ な 猟	第1種銃猟	第2種銃猟
【狩猟免許取得】					
○狩猟免許試験申請手数料	新規	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
	一部免除※1	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
【狩猟者登録】（狩猟を行う場合は毎年度必要）					
○狩猟者登録手数料		1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
○狩猟税	一般	8,200円	8,200円	16,500円	5,500円
	所得割額免除※2	5,500円	5,500円	11,000円	5,500円

※1 既に他種の狩猟免許を所持している場合など

※2 都道府県民税の所得割額の納付が免除されている場合など

狩猟ができるまでの流れ



銃猟の場合は、別途住所地の都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要がある

<お問い合わせ先>

狩猟免許・狩猟者登録の申請に必要な添付書類、受付期間や試験会場などの詳細は北海道のホームページをご覧ください。北海道環境生活部環境局生物多様性保全課又は最寄りの各（総合）振興局環境生活課にお問い合わせください。

○北海道（生物多様性保全課）ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>

○電話番号

代表：011-231-4111（内線：24-366）

北海道エゾシカ対策推進条例の概要

■総 則

○目 的

エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与すること

○基本理念

- (1) 科学的知見に基づく状況に応じた実効性のある対策を推進
- (2) 生物の多様性に及ぼす影響に配慮
- (3) エゾシカは道民共有の財産であり、その価値を最大限に活用
- (4) 道民の理解を促進するとともに道民意見を反映
- (5) 地域の特性を考慮し課題に応じた持続的な取組を推進

○道の責務

- ・ エゾシカの対策の総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- ・ 国、市町村、道民、事業者及び民間の団体との連携
- ・ 市町村との緊密な連携を図り、情報提供や技術的な助言その他必要な支援

○道民等の役割

- ・ 道民、事業者等は道が実施する対策に協力

■基本計画

- ・ 対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定
- ・ 基本計画に掲げる目標の達成に向けた地域毎・年度毎の捕獲目標の策定

■エゾシカ対策に関する基本的施策

○状況に応じた個体数の管理

- ・ エゾシカの生息動向や被害の状況に応じた個体数管理を推進
- ・ 「狩猟」、「被害防止のための捕獲」の効果的な組合せと「計画的な捕獲」の推進
- ・ 銃器やわな等による効率的かつ効果的な捕獲手法の活用推進、一斉捕獲の推進

○緊急対策期間及び特定重点対策地域

- ・ 生息数及び農林業被害の著しい増加時における捕獲等の重点的な推進

○捕獲等の担い手の確保

- ・ 被害防止や計画的捕獲等への従事者の育成・確保、道外狩猟者の活用措置

○有効活用の促進

- ・ 関係機関と連携協力して食、観光、その他の分野で有効活用するため必要な措置

○被害防止対策の推進

- ・ 各種被害状況の実態把握、関係者との連携による効果的な被害防止対策の実施

○調査研究の推進

- ・ 生息状況等の把握、エゾシカの感染症に関する科学的な知見の集積

○事故及び法令違反の防止

- ・ 関係機関と連携協力した事故や法令違反の防止措置

○捕獲等に係る個体の適正処理の促進

- ・ 適正な処理が促進されるよう、指導、情報提供その他必要な措置

○人材の育成及び活用

- ・ 地域で対策の企画立案や推進を行う人材の育成とその活用

○顕彰

- ・ エゾシカの対策に関する顕著な功績者への顕彰

■特定鉛弾の所持の禁止

- ・ エゾシカを捕獲する目的で鉛弾の所持を規制

■エゾシカ対策協議会

- ・ 全道協議会・地域協議会の設置

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

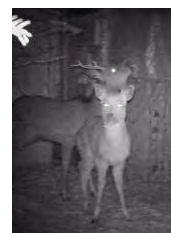
都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

エゾシカ捕獲個体の適正処理の現状と取組について

＜大量処理に伴う生態系及び生活環境への影響の軽減＞

【現状と課題】

- 増えすぎたエゾシカによる農林業被害や交通事故、自然植生の食害等が問題
- 平成 22 年度から 5 年間を緊急対策期間として捕獲強化対策を実施
 - 平成 24 年度には過去最高の 14.4 万頭を捕獲
 - 推定生息数は約 59 万頭（平成 23 年度比－5 万頭）
- 捕獲個体の急増により新たな課題
 - 山野における意図的な死体の放置
 - 廃棄物処理に伴う市町村の施設的・経費的な負担の増加

山野で安易に大量のエゾシカが埋設・放置された場合、悪臭の発生や水質への影響のほかヒグマの誘引などが懸念

【道の取組】

- 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく「適正処理」と「有効活用」の促進
- 「地域の生態系・生活環境の保全」と「市町村の処理負担の軽減」を目的
- ◆狩猟者等に対する捕獲個体の持帰りの啓発・指導
- ◆衛生管理の充実・販路拡大による食肉・ペットフード等への利用促進
- ◆微生物分解による減量化処理技術の普及 など

【参考】北海道エゾシカ対策推進条例＜抜粋＞

(有効活用の促進)

第11条 道は、国、市町村、事業者及び民間の団体と連携協力して、食関連分野、観光分野その他の分野においてエゾシカが有する多面的な価値を有効活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(捕獲等に係る個体の適切な処理の促進)

第15条 道は、捕獲等をされたエゾシカの個体及びその不要となった部位について適切な処理が促進されるよう、エゾシカの捕獲等をする者その他関係者に対する指導、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

■微生物によるエゾシカの減量化処理の普及

○エゾシカ処理の現状と課題

- ・捕獲したエゾシカは、食肉などとして利用する場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、各市町村の処理施設で焼却・埋立処分される。
- ・処理の余力が不足する場合は、エゾシカなど大型動物の処理は施設の負担となる。

○微生物による減量化処理

- ・動物の筋肉などの部位（短期間では分解しない骨や毛などを除く）を微生物の好気性分解により減量すること
- ・好気性分解とは、酸素が十分ある状態で微生物が有機物を分解する作用

○各種処理形態の現状・課題

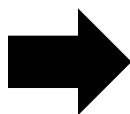
処 理 形 態	捕獲区分		現 状 ・ 課 題
	狩 猟	許可捕獲	
食 肉	○	×	・食肉及びペットフードとして利用には処理施設が必要 ・処理施設は地域に偏在し、搬入が困難 ・春～秋の捕獲個体は、痩せているなど食肉利用に不適
ペット フード	△	△	
焼 却	○	○	・捕獲区分に係らず処理が可能であるが処理施設が必要 ・多数の処理施設の建設・維持管理は困難
埋 却	○	○	
減量化 処 理	○	○	・減量化処理をするための<u>施設設置費用が安価</u> ・<u>特別な技術や資格がなくとも実施可能</u>

【減量化処理の一例】

捕獲したエゾシカ



家畜糞や木材チップ等からなる「発酵床」に投入



廃棄物として処理する量を減量化

